

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、地方税法第 20 条の 2 及び横浜市市税条例第 10 条の規定により公示送達する。

送達する書類は当区役所税務課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 9 月 11 日

横浜市神奈川区長 鈴木 茂久 印

送達を受けるべき者の氏名又は名称	小田倉 栄子
送達する書類	令和 8 年度 固定資産税・都市計画税納税通知書 (賦課年度：令和 8 年度) (通知書番号：310260853122)
	令和 7 年度 固定資産税・都市計画税納税通知書 (賦課年度：令和 8 年度) (通知書番号：310260000129)
	令和 6 年度 固定資産税・都市計画税納税通知書 (賦課年度：令和 8 年度) (通知書番号：310240000104)
	令和 5 年度 固定資産税・都市計画税納税通知書 (賦課年度：令和 8 年度) (通知書番号：310230000091)
	令和 4 年度 固定資産税・都市計画税納税通知書 (賦課年度：令和 8 年度) (通知書番号：310220000084)

送達を受けるべき者の氏名又は名称	前島 正実
送達する書類	令和 5 年度 固定資産税・都市計画税納税通知書 (賦課年度：令和 8 年度) (通知書番号：310230000066)

(注意)

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。